

商品デリバティブに係る SPAN パラメーターの取扱い

2022 年 8 月
株式会社日本証券クリアリング機構

項 目	内 容	備 考
I 目的等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、本取扱いにより、SPAN により商品デリバティブに係る証拠金を計算するために必要な変数等（以下「SPAN パラメーター」という。）について定める。 	
II 定期的に見直しを行う SPAN パラメーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、原則として商品グループごとに以下の SPAN パラメーターを定めることとし、毎週最終営業日に SPAN パラメーターの見直しを行い、当日中に清算参加者に通知する。変更が必要と認められる場合には、通知日の翌営業日に SPAN パラメーターの全部又は一部を変更する。 ・ ただし、市場の状況が急変した場合等で当社が特に必要と認めるときは、以下の SPAN パラメーターの全部又は一部を変更するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在休止中の取引については、SPAN パラメーターを定めない。 ・ 商品グループとは、原資産が同一の先物・オプション取引の銘柄で構成されるグループをいう。ただし、電力については II 1. ⑤参照。
1 プライス・スキャンレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ・ プライス・スキャンレンジは、以下のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 金グループ、銀グループ、白金グループ、パラジウムグループ、ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ、バージガソリングループ、バージ灯油グループ、バージ軽油グループ、中京ローリーガソリングループ及び中京ローリー灯油グループ ・ 次の a・b に掲げる各期間における当該商品グループ各限月取引に係る清算値段等の価格変動率のうち、すべての取引日・すべての限月取引（第 1 限月取引に係るものを除く。）の 99%（階級値換算、以下同じ。）をカバーできる価格変動率の中で最小の数値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第 1 限月取引に係るものを除く。）の最大値を乗じて得た額（金グループについては 6 円、白金グループについ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。

項目	内 容	備 考
	<p>では 12 円、その他のグループについては、当該先物取引の立会取引の呼値の単位の整数倍にそれぞれ切り上げる。) のうち、大きい方の額に以下で定める X 円を乗じて得た額とする。</p> <p>a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間</p> <p>② ゴールドスポットグループ及び白金スポットグループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の a・b に掲げる各期間における当該商品グループの限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率のうち、すべての取引日の 99% をカバーできる価格変動率の中で最小の数値に、基準日における当該商品グループ限日取引に係る清算値段を乗じて得た額 (6 円の整数倍にそれぞれ切り上げる。) のうち、大きい方の額に以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 <p>a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間</p> <p>③ ブラツトドバイ原油グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該商品グループについて、基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率 (第 1 限月取引に係るものを除く。) 及びストレス日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率 (第 1 限月取引に係るものを除く。) のうち、97.5% 以上をカバーできる価格変動率の平均値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等 (第 1 限月取引に係るものを除く。) の最大値を乗じて得た額 (当該先物取引の立会取引の呼値の単位の整数倍にそれぞれ切り上げる。) に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 限日取引に係る清算値段及び終値の価格変動率とは、当日の終値と前日の清算値段の差の絶対値を、前日の清算値段で除した数値をいう。 価格変動率とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値を、前日の清算値段等で除した数値をいう。 「基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子 0.985 による EWMA 法 (Exponentially Weighted Moving Average Method をいう。以下同じ。) に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。

項目	内 容	備 考
	<p>④ CME 原油等指数グループ及び LNG (プラツツ JKM) グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該商品グループについて、基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率（第 1 限月取引に係るものと除く。）及びストレス日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率（第 1 限月取引に係るものと除く。）のうち、(a) 上位 97.5% 以上の平均値の絶対値又は(b) 下位 97.5% 以下の平均値の絶対値のうち大きい方の値に、基準日における当該商品グループ内のすべての清算値段等（第 1 限月取引に係るものと除く。）の最大値を乗じて得た額（当該先物取引の立会取引の呼値の単位の整数倍にそれぞれ切り上げる。）に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ストレス日とは、2001 年以降の各取引日における第 6 限月取引の価格変動率のうち、最大値及び 2 番目に大きな値を記録した日をいう。 ・ 価格変動率とは、当日の清算値段等と前々日（休業日に当たるときは順次繰り上げる。以下同じ。）の清算値段等の差を、前々日の清算値段等で除した数値をいう。 ・ 「基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動率」は、減衰因子 0.985 による EWMA 法に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。 ・ CME 原油等指数グループにおけるストレス日とは、2008 年以降の各取引日における第 6 限月取引（CME 原油等指数グループ上場前においては原指数）の価格変動率のうち、(a) の計算時においては最大値及び 2 番目に大きな値を記録した日を、(b) の計算時においては最小値及び 2 番目に小さな値を記録した日をいう。 ・ LNG (プラツツ JKM) グループにおけるストレス日とは、2016 年 3 月 1 日以降の各取引日における第 2

項目	内 容	備 考
	<p>⑤ 東エリア・ベースロード（1～12月限）、西エリア・ベースロード（1～12月限）、東エリア・日中ロード（1～12月限）及び西エリア・日中ロード（1～12月限）に係る各グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電力においては、銘柄ごとに「年」に関わらず同一の「月」の限月で商品グループを構成するものとする。 ・ 当該商品グループについて、次の a 及び b に掲げる数値のうちの最大値に、以下で定める X 円を乗じて得た額とする。 <ul style="list-style-type: none"> a 基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動幅（取引最終日から 12 か月以内の期間に係るもの）及びストレス値のうち、97.5%以上をカバーできる価格変動率の平均値（当該先物取引の立会取引の呼値の単位の整数倍にそれぞれ切り上げる。）。 b 基準日における当該商品グループの各限月取引に係る清算値段等の最大値（取引最終日から 12 か月以内の期間に係るもの）の 10%（当該商品グループに属する先物取引の立会取引における呼値の単位の整数倍に切り上げる。）。 	<p>限月取引（LNG（プラット JKM）グループ上場前においては他市場等の価格を参照して算出した参考値）の価格変動率のうち、(a)の計算時においては最大値及び 2 番目に大きな値を記録した日を、(b)の計算時においては最小値及び 2 番目に小さな値を記録した日をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動幅とは、当日の清算値段等と前日の清算値段等の差の絶対値をいう。 ・ 「基準日までの 5 年間の各取引日における各限月取引に係る清算値段等の価格変動幅」は、減衰因子 0.985 による EWMA 法に基づき計算した当社が定めるボラティリティを用いて、足元の市場環境を反映した数値とする。 ・ ストレス値とは、上場来の各取引日における価格変動幅（取引最終日から 12 か月以内の期間に係るもの）のうち、最大値及び 2 番目に大きな値をいう。

項目	内 容	備 考																																				
	<p>⑥ ①から⑤まで以外の商品グループ</p> <ul style="list-style-type: none"> 各々の商品グループについて、基準日における当該商品グループの各限月取引に係る清算値段等の最大値(第1限月取引に係るものを除く。)のY% (当該商品グループに属する先物取引の立会取引における呼値の単位の整数倍に切り上げる。)に、以下で定めるX円を乗じて得た額とする。 <p>上記①から⑤に定める方法により算出した各商品グループのプライス・スキャンレンジが市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社がその都度定める。</p> <p>なお、上記のXは以下の値で定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>商品グループ</th><th>X</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金グループ</td><td>1,000</td></tr> <tr> <td>ゴールドスポットグループ</td><td>100</td></tr> <tr> <td>銀グループ</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td>白金グループ</td><td>500</td></tr> <tr> <td>プラチナスポットグループ</td><td>100</td></tr> <tr> <td>パラジウムグループ</td><td>500</td></tr> <tr> <td>ゴム RSS3 グループ</td><td>5,000</td></tr> <tr> <td>ゴム TSR20 グループ</td><td>5,000</td></tr> <tr> <td>とうもろこしグループ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>一般大豆グループ</td><td>25</td></tr> <tr> <td>小豆グループ</td><td>80</td></tr> <tr> <td>CME 原油等指数グループ</td><td>10,000</td></tr> <tr> <td>バージガソリングループ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>バージ灯油グループ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>プラットドバイ原油グループ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>バージ軽油グループ</td><td>50</td></tr> <tr> <td>中京ローリーガソリングループ</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>	商品グループ	X	金グループ	1,000	ゴールドスポットグループ	100	銀グループ	10,000	白金グループ	500	プラチナスポットグループ	100	パラジウムグループ	500	ゴム RSS3 グループ	5,000	ゴム TSR20 グループ	5,000	とうもろこしグループ	50	一般大豆グループ	25	小豆グループ	80	CME 原油等指数グループ	10,000	バージガソリングループ	50	バージ灯油グループ	50	プラットドバイ原油グループ	50	バージ軽油グループ	50	中京ローリーガソリングループ	10	<ul style="list-style-type: none"> プライス・スキャンレンジの水準が原資産の変動に対して明らかに低い場合などを想定。 Y%については、商品デリバティブに係るSPANパラメーターの取扱い(別紙)で定める。
商品グループ	X																																					
金グループ	1,000																																					
ゴールドスポットグループ	100																																					
銀グループ	10,000																																					
白金グループ	500																																					
プラチナスポットグループ	100																																					
パラジウムグループ	500																																					
ゴム RSS3 グループ	5,000																																					
ゴム TSR20 グループ	5,000																																					
とうもろこしグループ	50																																					
一般大豆グループ	25																																					
小豆グループ	80																																					
CME 原油等指数グループ	10,000																																					
バージガソリングループ	50																																					
バージ灯油グループ	50																																					
プラットドバイ原油グループ	50																																					
バージ軽油グループ	50																																					
中京ローリーガソリングループ	10																																					

項目	内 容	備 考																						
	<table border="1"> <tr><td>中京ローリー灯油グループ</td><td>10</td></tr> <tr><td>東エリア・ベースロード（1～12月限）の各グループ</td><td>74,400</td></tr> <tr><td>西エリア・ベースロード（1～12月限）の各グループ</td><td>74,400</td></tr> <tr><td>東エリア・日中ロード（1～12月限）の各グループ</td><td>26,400</td></tr> <tr><td>西エリア・日中ロード（1～12月限）の各グループ</td><td>26,400</td></tr> <tr><td>LNG（プラット JKM）グループ</td><td>1,000</td></tr> <tr><td>とうもろこし50グループ</td><td>50</td></tr> <tr><td>米国産大豆グループ</td><td>10</td></tr> <tr><td>小豆グループ</td><td>40</td></tr> <tr><td>新潟コシEXWグループ</td><td>50</td></tr> <tr><td>粗糖グループ</td><td>10</td></tr> </table>	中京ローリー灯油グループ	10	東エリア・ベースロード（1～12月限）の各グループ	74,400	西エリア・ベースロード（1～12月限）の各グループ	74,400	東エリア・日中ロード（1～12月限）の各グループ	26,400	西エリア・日中ロード（1～12月限）の各グループ	26,400	LNG（プラット JKM）グループ	1,000	とうもろこし50グループ	50	米国産大豆グループ	10	小豆グループ	40	新潟コシEXWグループ	50	粗糖グループ	10	
中京ローリー灯油グループ	10																							
東エリア・ベースロード（1～12月限）の各グループ	74,400																							
西エリア・ベースロード（1～12月限）の各グループ	74,400																							
東エリア・日中ロード（1～12月限）の各グループ	26,400																							
西エリア・日中ロード（1～12月限）の各グループ	26,400																							
LNG（プラット JKM）グループ	1,000																							
とうもろこし50グループ	50																							
米国産大豆グループ	10																							
小豆グループ	40																							
新潟コシEXWグループ	50																							
粗糖グループ	10																							
2 納会月割増額	<ul style="list-style-type: none"> アウトライト・チャージは、上記のプライス・スキャンレンジの算出方法において、「第1限月取引に係るものを除く。」の記載を「第1限月取引に係るものを含む。」に読み替えて算出した値から、プライス・スキャンレンジを差し引いて得た値とする。 <p>ただし、電力先物については、「取引最終日から12か月以内の期間に係るものを除く。」の記載を「取引最終日から12か月以内の期間に係るものを含む。」に読み替えて算出した値から、プライス・スキャンレンジを差し引いて得た値とする。</p> スプレッド・チャージは、アウトライト・チャージと同額とする。 																							
3 ボラティリティ・スキャンレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ボラティリティ・スキャンレンジは、次のa・bに掲げる各期間における金グループの日々の基準ボラティリティの変動幅のうち、当該期間のすべての取引日の99%の日をカバーできる基準ボラティリティの変動幅の中で最小の数値のうち大きい方の値とする。 																							

項目	内 容	備 考
4 1ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額	<p>a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間</p> <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社がその都度定める。</p> <p>(注) ボラティリティ・スキャンレンジの算出に用いる基準ボラティリティは、ヒストリカル・ボラティリティとする。ただし、ヒストリカル・ボラティリティを用いることが適当でないと当社が認めた場合は、当社がその都度定める値とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額は、以下のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> 次の a・b に掲げる各期間における日々の当該商品グループに属する先物取引の限月取引間の価格差のうち、当該期間のすべての取引日の 99% の日をカバーできる価格差の中で最小の数値のうち大きい方の値に X 円を乗じて得た額とする。 <ul style="list-style-type: none"> 基準日までの 4 週間 基準日までの 54 週間 <p>ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適當でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> <p>(注) 先物取引の限月取引間の価格差とは、「最期先限月取引に係る清算値段等の変動幅」と「最期先より 1 限月手前の限月取引に係る清算値段等の変動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ただし、CME 原油等指数グループ及び LNG (プラット JKM) グループについては、「当該期間のすべての取引日の 99% の日をカバーできる価格差の中で最小の数値」を、「当該期間のすべての取引日の 99% の日を下側からカバーできる価格差の中で最小の数値の絶対値又は当該期間のすべての取引日の 99% の日を上側からカバーできる価格差の中で最大の数値の絶対値のうち大きい方の値」と読み替えるものとする。 清算値段等の変動幅とは、当該限月取

項目	内 容	備 考
5 商品間デルタ／スプレッド比率	<p>「幅」の差の絶対値をいう。ただし、ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ及びプラットドバイ原油グループについては、「第 5 限月取引に係る清算値段等の変動幅」と「第 6 限月取引に係る清算値段等の変動幅」の差の絶対値をいう。また、CME 原油等指数グループについては、「最期先限月取引に係る清算値段等の変動幅」と「最期先より 1 限月手前の限月取引に係る清算値段等の変動幅」の差、LNG (プラット JKM) グループについては「第 2 限月取引に係る清算値段等の変動幅」と「第 3 限月取引に係る清算値段等の変動幅」の差をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が割引を認める商品間スプレッドに係る商品間デルタ／スプレッド比率は、以下のとおり定めるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 基準日までの 54 週間における商品間スプレッドを形成する一方の商品グループに属する先物取引の最期先限月取引（ただし、ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ及びプラットドバイ原油グループについては、第 6 限月取引。電力先物については、各月の商品グループごとに第 1 限月取引。）に係る日々の清算値段等に X 円を乗じて得た額の合計を、他方の商品グループに属する先物取引の最期先限月取引の日々の清算値段等に X 円を乗じて得た額の合計で除した数値を計算する。 ② ①において計算した数値を勘案して商品間デルタ／スプレッド比率を定めることとする。 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> 	引の当日の清算値段等と前日の清算値段等の差をいう。ただし、CME 原油等指数グループ及び LNG (プラット JKM) グループについては、当該限月取引の当日の清算値段等と前々日の清算値段等の差をいう。

項目	内 容	備 考
6 商品間スプレッド・クレジット・レート	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社が割引を認める商品間スプレッドにおける商品間スプレッド・クレジット・レートは、以下のとおり定めるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 基準日までの 54 週間について、1 組の商品間スプレッドを形成するポートフォリオの日々の計算上の損益額の絶対値を算出する。 ただし、商品間デルタ／スプレッド比率が 1 : 1 でない a:b (a < b) の商品間スプレッドを形成するポートフォリオの計算上の損益額を計算するときは、商品間デルタ／スプレッド比率が小さい方の商品グループの先物を b/a 単位買い建てていたものとして計算する。 ② ①で算出した数値のうち、次の a・b に掲げる各期間のすべての取引日の 99% の日をカバーできる数値の中で最小の数値を求める。 <ul style="list-style-type: none"> a 基準日までの 4 週間 b 基準日までの 54 週間 ③ ②で求めた各期間の数値のうち大きい方の値を各商品グループのプライス・スキャンレンジの合計額で除し、当該除して得た数値を 1 から差し引いて得た数値を当該商品間スプレッドに係る商品間スプレッド・クレジット・レートとする。 ただし、商品間デルタ／スプレッド比率が 1 : 1 でない a:b (a < b) の商品間スプレッドを形成するポートフォリオにおける各商品グループのプライス・スキャンレンジの合計額を算出するときは、商品間デルタ／スプレッド比率が小さい方の商品グループのプライス・スキャンレンジを b/a 倍で調整することとする。 <p>ただし、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合又は新商品が上場される場合には、当社がその都度定める。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「計算上の損益額」とは、一方の商品グループに属する先物取引の最期先限月取引（ただし、ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ及びプラツツドバイ原油グループについては、第 6 限月取引。電力先物については、各月の商品グループごとに第 1 限月取引。）を 1 単位（ラージ取引及びミニ取引が存在する商品グループについては、ラージ取引とする。）売り建て、かつ、他方の商品グループに属する先物取引の最期先限月取引（ただし、ゴム RSS3 グループ、ゴム TSR20 グループ及びプラツツドバイ原油グループについては、第 6 限月取引。電力先物については、各月の商品グループごとに第 1 限月取引。）を 1 単位買い建てていた場合における計算上の損益額をいう。

項目	内 容	備 考
7 売オプション1単位当たりの最低証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売オプション1単位当たりの最低証拠金額は、基準日の金標準先物第6限月取引の清算値段に0.01%を乗じX円を乗じて得た相当額とする。 <p>ただし、当該額が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合には、当社が適当と認める額を売オプション1単位当たりの最低証拠金額とする</p>	
III その他の SPAN パラメーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、IIで定めるもののほか、以下の SPAN パラメーターを定めるものとする。以下の SPAN パラメーターについては定期的な見直しを行わないこととするが、当社が必要と認める場合には全部又は一部の変更を行うものとする。 	
1 デルタ・ウェイト	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての商品グループに係るデルタ・ウェイトは以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① シナリオ1及び2は、0.135 ② シナリオ3、4、5及び6は、0.1085 ③ シナリオ7、8、9及び10は、0.0555 ④ シナリオ11、12、13及び14は、0.0185 	
2 スキャンリスクのシナリオ15及び16に関する変数	<ul style="list-style-type: none"> ・ スキャンリスク額を算出する場合における16通りのシナリオ中、シナリオ15及び16に関しては、原資産価格がプライス・スキャンレンジ基準値（プライス・スキャンレンジをX円で除した値をいう。以下同じ。）の「2倍」変動し、ボラティリティが不変の場合の当該銘柄の予想損益額の「35%」の額を計算するものとする。 	
3 ティア	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての商品グループについて、ティアを設定しないこととする。 	
4 商品内デルタ／スプレッド比率	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての銘柄について、商品内デルタ／スプレッド比率は1:1とする。 	

項目	内 容	備 考
5 当社が割引を認める商品間スプレッド並びに割引額の計算における処理順位	<ul style="list-style-type: none"> 商品グループ間割引については、別紙のとおりとする。 	
6 デルタ・スケーリング係数	<ul style="list-style-type: none"> 金ミニ取引、金先物オプション取引、白金先物ミニ取引及び電力先物を除く全ての商品について、デルタ・スケーリング係数を1とする。 金先物ミニ取引及び金先物オプション取引についてデルタ・スケーリング係数を0.1、白金先物ミニ取引についてデルタ・スケーリング係数を0.2とする。 電力先物（ベースロード）についてデルタ・スケーリング係数を、各限月の取引単位の計算に用いる暦日数を31で除した値とする。 電力先物（日中ロード）についてデルタ・スケーリング係数を、各限月の取引単位の計算に用いる平日日数を22で除した値とする。 	
7 当初／維持証拠金調整比率	<ul style="list-style-type: none"> すべての商品又はアカウント・タイプ（ヘッジャー、スペキュレーター、会員）についての当初／維持証拠金調整比率を1とする。 	
8 アカウント・タイプごとの調整係数	<ul style="list-style-type: none"> アカウント・タイプごとの調整係数は、すべて1とする。 	
IV SPAN パラメーターの臨時見直し	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、原則として、以下の各商品グループにおける清算値段等が、各商品グループに係るプライス・スキヤンレンジ基準値の90%を超えた日（以下「判定日」という。）に、判定条件に該当した商品グループに係るSPANパラメーターについて、当日を基準日としてSPANパラメーターの再計算を行い、変更が必要と認められた場合には、判定日の翌営業日にSPANパラメーターの全部又は一部を臨時に変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> 臨時見直しの実施に当たっては、清算参加者に対して事前の通知を行う。 変更後のパラメーターに基づく証拠金の預託日は、判定日から起算して3営業日目の日となる。

項 目	内 容	備 考
	<p>① 金グループ 金標準先物中心限月取引の清算値段の前日比（当日の金標準先物中心限月取引の清算値段について、当日と前日の差の絶対値）</p> <p>② プラットドバイ原油グループ プラットドバイ原油先物中心限月の清算値段等の前日比（プラットドバイ原油先物中心限月の清算値段等について、当日と前日の差の絶対値）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 週の最終営業日においては、SPANパラメーターの判定を実施しない。 金グループについて条件に該当した場合には、当該商品グループ及びゴールドスポットグループに係るSPANパラメーターの見直しを併せて行う。 プラットドバイ原油グループについて条件に該当した場合には、当該商品グループ、バージ灯油グループ及びバージガソリングループに係るSPANパラメーターの見直しを併せて行う。
1 臨時見直し後のプライス・スキャンレンジ	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める数値をプライス・スキャンレンジとする。 	
2 臨時見直し後の納会月割増額	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 ただし、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める数値を納会月割増額とする。 	

項目	内 容	備 考
3 臨時見直し後のボラティリティ・スキャンレンジ	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、臨時見直し前の数値と比較して見直し後の数値が小さい場合には、数値の変更を行わない。また、当該数値が市場の状況等を勘案して適当でないと認められる場合は、当社が適当と認める数値をボラティリティ・スキャンレンジとする。</p>	
4 臨時見直し後の1ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、上記のいずれの商品グループについても、臨時見直し前の額と比較して見直し後の割増額が小さい場合には、割増額の変更を行わない。また、当該割増額が市場の状況等を勘案して適當でないと認められる場合は、当社が適当と認める額を1ネット・デルタ当たりの商品内スプレッド割増額とする。</p>	
5 臨時見直し後の売オプション1単位当たりの最低証拠金額	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に見直しを行う際と同様の方法を用いて算出する。 <p>ただし、臨時見直し前の金額と比較して見直し後の金額が小さい場合には、金額の変更を行わない。また、当該額が市場の状況等を勘案して適當でないと認められる場合は、当社が適當と認める額を売オプション1単位当たりの最低証拠金額とする。</p>	
V その他 SPANパラメーター変更の公表	<ul style="list-style-type: none"> 当社は、SPANパラメーターの全部又は一部を変更する場合には、当該変更前にその内容を公表する。 	<ul style="list-style-type: none"> SPANパラメーターの変更に関する公表は、当社ホームページへの掲載等により行う。

(注) SPAN®とは、Chicago Mercantile Exchange (CME) に登録された商標であり、当社はその使用を許諾されている。CMEは、いかなる者もしくは団体によるSPAN®の使用について一切の責任を負わない。

商品間割引に係る処理順位一覧

別紙

株式会社大阪取引所

貴金属グループ群		
処理順位	商品グループの組み合わせ	
1	金グループ	ゴールドスポットグループ
2	白金グループ	プラチナスポットグループ
3	金グループ	白金グループ
4	ゴールドスポットグループ	プラチナスポットグループ
5	金グループ	プラチナスポットグループ
6	白金グループ	ゴールドスポットグループ
7	パラジウムグループ	白金グループ

ゴムグループ群		
処理順位	商品グループの組み合わせ	
1	ゴム RSS3 グループ	ゴム TSR20 グループ

株式会社東京商品取引所

エネルギーグループ群		
処理順位	商品グループの組み合わせ	
1	バージガソリングループ	プラットドバイ原油グループ
2	バージ灯油グループ	プラットドバイ原油グループ
3	バージ灯油グループ	バージガソリングループ
4	バージ灯油グループ	中京ローリーガソリングループ
5	バージガソリングループ	中京ローリーガソリングループ
6	プラットドバイ原油グループ	中京ローリーガソリングループ
7	中京ローリー灯油グループ	中京ローリーガソリングループ
8	バージ灯油グループ	中京ローリー灯油グループ

エネルギーグループ群		商品グループの組み合わせ
処理順位		
9	プラットドバイ原油グループ	中京ローリー灯油グループ
10	バージガソリングループ	中京ローリー灯油グループ
11	東エリア・ベースロード（1月限）	東エリア・日中ロード（1月限）
12	東エリア・ベースロード（2月限）	東エリア・日中ロード（2月限）
13	東エリア・ベースロード（3月限）	東エリア・日中ロード（3月限）
14	東エリア・ベースロード（4月限）	東エリア・日中ロード（4月限）
15	東エリア・ベースロード（5月限）	東エリア・日中ロード（5月限）
16	東エリア・ベースロード（6月限）	東エリア・日中ロード（6月限）
17	東エリア・ベースロード（7月限）	東エリア・日中ロード（7月限）
18	東エリア・ベースロード（8月限）	東エリア・日中ロード（8月限）
19	東エリア・ベースロード（9月限）	東エリア・日中ロード（9月限）
20	東エリア・ベースロード（10月限）	東エリア・日中ロード（10月限）
21	東エリア・ベースロード（11月限）	東エリア・日中ロード（11月限）
22	東エリア・ベースロード（12月限）	東エリア・日中ロード（12月限）
23	西エリア・ベースロード（1月限）	西エリア・日中ロード（1月限）
24	西エリア・ベースロード（2月限）	西エリア・日中ロード（2月限）
25	西エリア・ベースロード（3月限）	西エリア・日中ロード（3月限）
26	西エリア・ベースロード（4月限）	西エリア・日中ロード（4月限）
27	西エリア・ベースロード（5月限）	西エリア・日中ロード（5月限）
28	西エリア・ベースロード（6月限）	西エリア・日中ロード（6月限）
29	西エリア・ベースロード（7月限）	西エリア・日中ロード（7月限）
30	西エリア・ベースロード（8月限）	西エリア・日中ロード（8月限）
31	西エリア・ベースロード（9月限）	西エリア・日中ロード（9月限）
32	西エリア・ベースロード（10月限）	西エリア・日中ロード（10月限）
33	西エリア・ベースロード（11月限）	西エリア・日中ロード（11月限）
34	西エリア・ベースロード（12月限）	西エリア・日中ロード（12月限）